

資料ア-1

砺波市立中学校再編計画 (案)

令和7年12月
砺波市
砺波市教育委員会

砺波市立中学校再編計画

目次

はじめに

1 砺波市立中学校再編計画の概要	… 1
(1) 計画の位置付け	… 1
(2) 計画期間	… 1
2 砺波市の教育目標	… 2
(1) 砺波市教育大綱	… 2
(2) 基本方針	… 2
(3) 重点目標	… 2
(4) 砺波市教育大綱の位置付け	… 2
3 砺波市の学校の主な現状と課題	… 3
(1) 児童・生徒数及び学級数	… 3
(2) 今後の児童・生徒数の推移	… 4
(3) 1学校あたりの学級数	… 5
(4) 学校施設の老朽化	… 6
(5) 中学校の部活動部員数の推移	… 9
(6) 中学校の教職員数	… 10
(7) 課題のまとめ	… 10
4 適正規模（標準規模の12学級以上18学級以下）学校の整備	… 11～12
5 砺波市立中学校再編計画の基本的な考え方	… 12
(1) 再編基準	… 12
(2) 再編の手法	… 12
(3) 新設中学校開校準備委員会の設置	… 12
(4) 学校施設の整備	… 12
(5) 通学路の安全対策	… 13
(6) 遠距離通学者への支援	… 13
(7) 教育環境の整備	… 13
(8) 特別支援教育	… 13
(9) 地域と学校の連携	… 13～14
(10) 閉校する学校の施設及び敷地	… 14
(11) 学校再編にあたっての生徒への配慮事項	… 14

(12) 校区の再編及び校区外就学	…14
6 砺波市立中学校再編計画の具体的な方策	…15
(1) 新設中学校	…15～17

資料編

はじめに

全国的にも少子化傾向にある中、本市の児童生徒数も著しく減少傾向にあり、今後ともその傾向が続くものと予想され、1学年1学級といった小規模校、1学年20人に満たない小規模学級が増加する見込みとなっています。

このような小規模な学校や学級は、児童生徒の学校における人間関係や教職員の配置、部活動など教育環境の課題が顕著に表れ、様々な面で影響を及ぼすことが考えられます。

また、ライフスタイルの変化により、子供たちを取り巻く環境が大きく変わり、人との付き合い方、思いやりの心、集団のルールを守る強調性等の社会性の獲得が弱まっている傾向にあると感じられます。

そのため、ある一定の規模の集団の中で社会性を育み、世の中に出てたくましく生き抜く力も育む必要があります。

このような状況の中、本市の将来を展望した学校のあり方を検討するため、令和2年9月に「砺波市立学校のあり方検討委員会」を設置し、未来を担う子供たちがより良い環境の中で教育を受けられ、これまで積み上げられてきた教育の取り組みを大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な観点から検討を進めていただき、令和4年8月に提出していただいた提言書を基に、「砺波市立学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」を、令和5年3月に決めました。

その後、本市の令和5年4月1日現在の人口から推計した場合、令和9年度以降の般若中学校及び庄川中学校の学級数が適正規模に満たなくなることから、令和5年7月に「砺波市立学校規模適正化検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置等について、具体的な方策の検討を進めていただき、令和7年4月に「砺波市立学校の規模適正化に関する答申書」を提出していただきました。

砺波市立学校規模適正化検討委員会では、次代を担う中学校生徒が、様々な体験活動を通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成するためには、適正な学校規模が必要であることや、地理的な要因や児童生徒数の推移など複合的な要因を考慮して適正な配置を行うこと、学校再編を進めるにあたっては、遠距離通学者に対しての通学支援を行うなどの提言がなされました。

砺波市及び砺波市教育委員会では、生徒数の減少により生じる集団での学びや多様な教育活動、専門的な教科の教員を配置できないことによる生徒への教育効果の低下、人間関係の固定化といった学校運営上の課題など、中学校間の格差解消とより良い教育環境の整備のため、中学校の再編を喫緊の課題と捉え、「砺波市立中学校再編計画」を策定することといたしました。この計画を策定するにあたり、砺波市教育大綱の基本方針を受け、子供たちがたくましく育ち、社会性や強調性を養い、向上心や創造力を培い、生きる力を身につけていけるように適正な集団規模を確保する必要があると

考えています。

これまで、地域の学校として親しまれてきた学校の再編は、少子化による単なる学校統合の議論ではなく、砺波市の将来を担う子供たちにとって、より良い教育条件と最適な教育環境を整備することを目的とするものです。

学校規模適正化検討委員会で積み重ねていただいた議論の結果の答申内容を尊重し、学校規模の適正化に向けて、本計画に取り組んでまいります。

令和7年12月

砺波市長 夏野 修
砺波市教育長 白江 勉

1 砺波市立中学校再編計画の概要

本計画は、令和7年5月9日開催の砺波市総合教育会議において確認した「砺波市立学校の規模適正化に関する答申書（令和7年4月23日付け砺波市立学校規模適正化検討委員会答申）」の内容に基づき、策定するものです。

（1）計画の位置付け

本計画は、「砺波市総合計画」を上位計画とし、整合を図った上で策定していますが、総合計画の見直し・策定に連動して今後も修正する場合があります。

また、災害時の避難所としての機能等も考慮に入れながら検討を進めていく必要があるため、「砺波市防災計画」等とも整合を図ります。

第2次砺波市総合計画
計画期間：令和4年～令和8年度



砺波市防災計画

砺波市立中学校再編計画
計画期間：令和8年～令和14年度

（2）計画期間

本計画は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、将来的な教育行政の課題への対応や上位計画の更新、児童・生徒数の大幅な変動があったときなど、必要に応じて本計画を見直す場合があります。

2 砺波市の教育目標

(1) 砺波市教育大綱【令和4年度から令和8年度】

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）」の規定に基づき、地域の実情に応じ、砺波市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

内容は、「基本方針」とこれに基づく「主要施策」を定め、様々な事業に取り組んでいます。

(2) 基本方針【大綱の基本となる考え方】

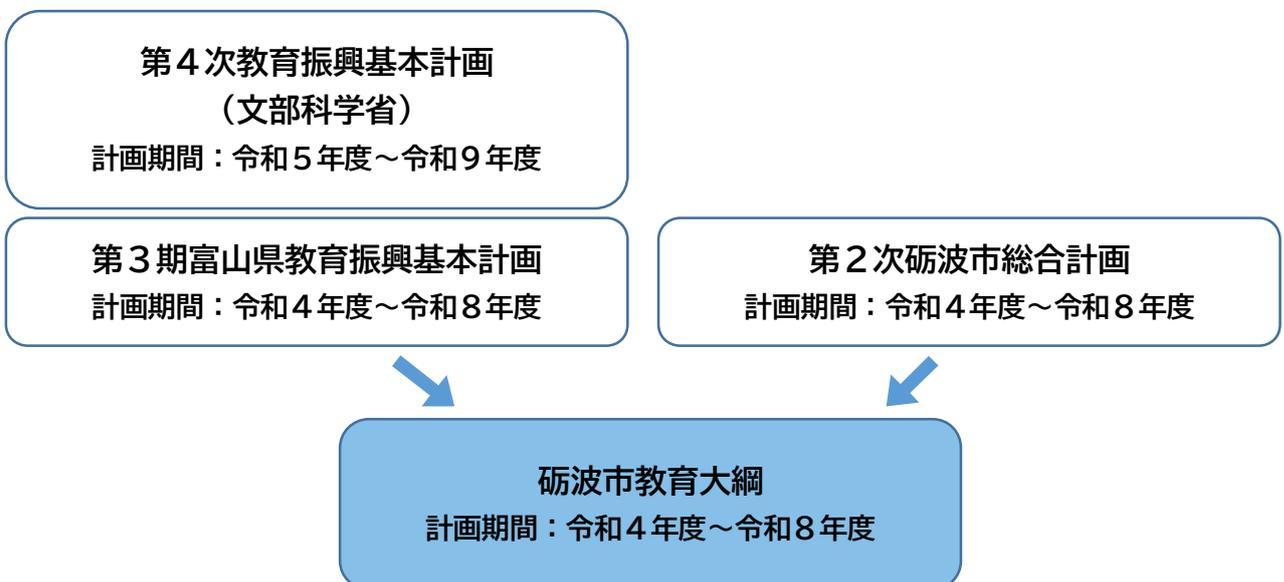
「ともに輝き支えあう 人づくり」とし、市民一人一人、それぞれが個性をもった可能性あるかけがえのない存在として認識しながら、未来を担う子供たちが、互いに思いやりの心を持ちながら、のびのびたくましく育つ教育環境を整えとともに、市民の誰もが、地域の歴史や文化芸術にふれあい、学ぶことにより、地域を愛し豊かな心を育む生涯学習の充実を図ります。また、健やかな生涯を送れるようスポーツ活動に親しみ楽しめるまちづくりを進めます。

(3) 5つの主要施策

- 主要施策1 豊かな心と健やかな体を育む幼児教育・保育の推進
- 主要施策2 自立と共生の人間形成をめざす学校教育の推進
- 主要施策3 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進
- 主要施策4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用
- 主要施策5 心と体を育むスポーツの振興

(4) 砺波市教育大綱の位置付け

本大綱は、国の「教育振興基本計画」及び「第2次砺波市総合計画」等を上位計画とし、これらとの整合を図って砺波市総合教育会議を経て、策定しています。



3 砺波市の学校の主な現状と課題

(1) 児童・生徒数及び学級数の推移

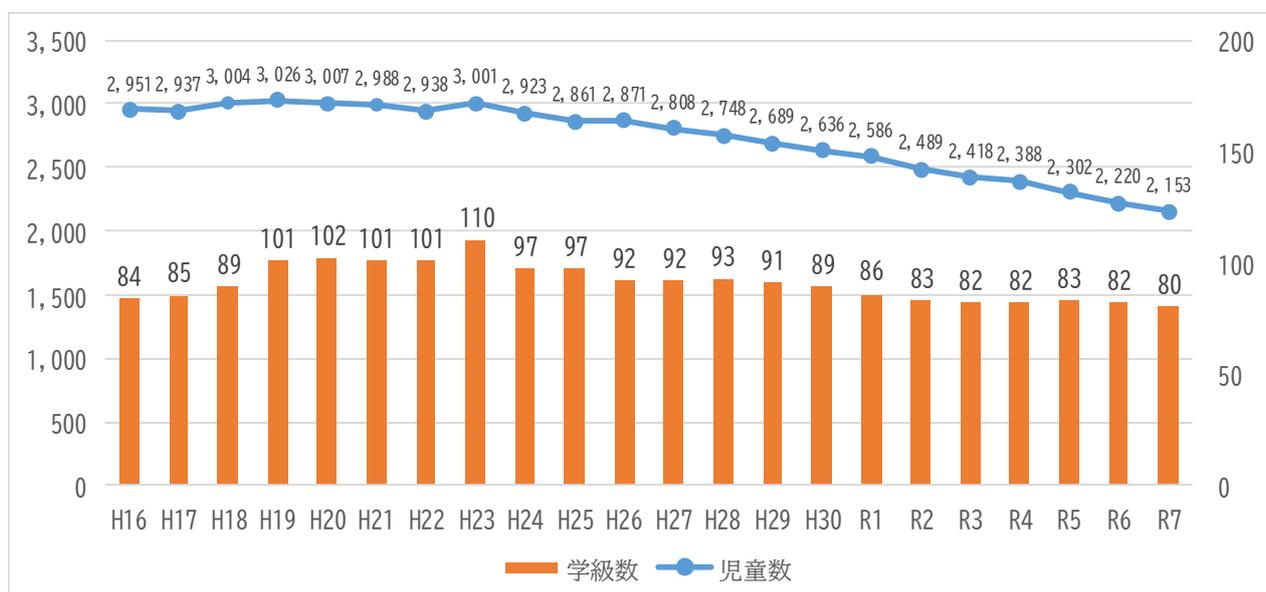
砺波市における小学校の児童は、旧砺波市と旧庄川町が合併した平成16年度は、2,951人、令和7年度には、2,153人と平成16年度の約73%となっており、約20年間で798人減少し、学級数は、学級編制人数が少なくなっていますが、平成16年度の84学級が、令和7年度には80学級となっています。

また、中学校の生徒数は、平成16年度は、1,335人、令和7年度には、1,237人と平成16年度の約93%となっており、約20年間で98人減少し、学級数は、平成16年度の36学級が、令和7年度には33学級となっています。

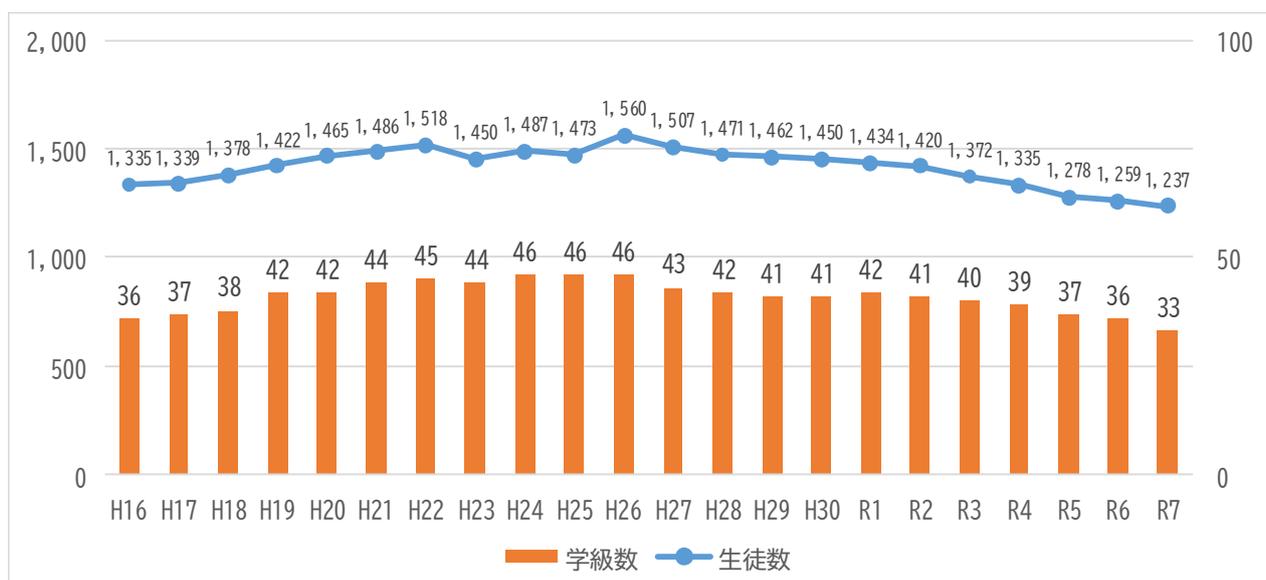
※上記の小・中学校の児童生徒数は、5月1日現在としています。

※上記の小・中学校の学級数は、特別支援学級数を除いています。

【図1】小学校の児童数と学級数の推移



【図2】中学校の生徒数と学級数の推移



(2) 今後の児童・生徒数の推計

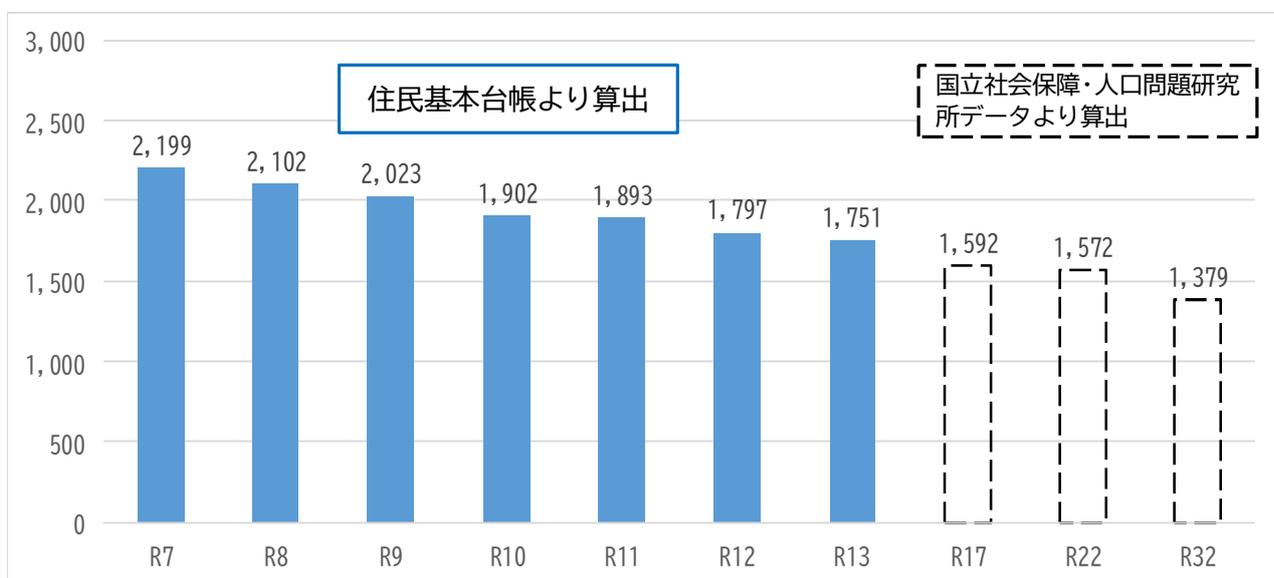
砺波市における小・中学校の児童・生徒数は、今後も減少していくことが見込まれます。

小学校の児童数は、令和7年度は、2,199人、令和32年度には1,379人と令和7年度の約63%となっており、25年間で820人減少することが見込まれます。

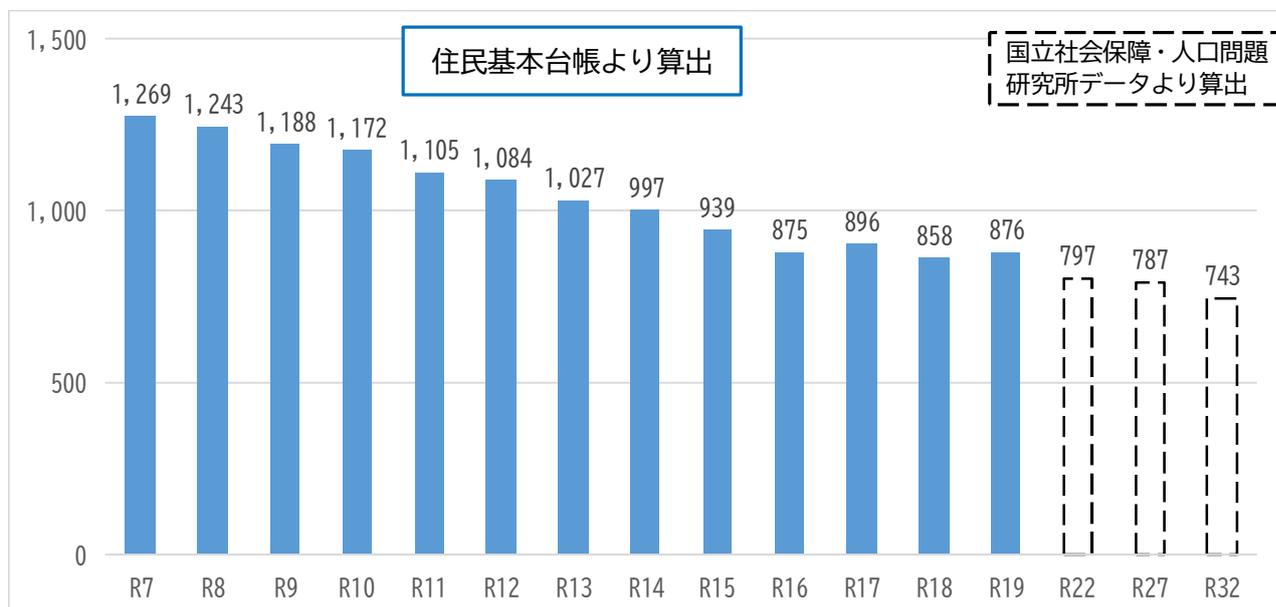
一方、中学校の生徒数は、令和7年度は、1,269人、令和32年度には743人と令和7年度の約59%となっており、25年間で526人減少することが見込まれます。

なお、図3及び図4の児童・生徒数は、住民基本台帳により算出していますが、棒グラフの点線の部分は、国立社会保障・人口問題研究所の5年ごとの地域別将来推計人口（令和5年12月22日公表データ）により算出しています。

【図3】小学校の児童数の推計



【図4】中学校の生徒数の推計



(3) 1学校あたりの学級数の現状

学校教育法施行規則では、学校の標準の学級数は、小・中学校とも12学級以上18学級以下とされています。

令和7年度現在の砺波市立の小学校では、全8校中、出町小学校、砺波東部小学校、砺波北部小学校の3校で、標準の学級数を確保していますが、残りの5校のうち、庄南小学校は7学級、砺波南部小学校、庄東小学校、鷹栖小学校、庄川小学校は、6学級となっており、標準の学級数を下回っています。

中学校では、全4校中、出町中学校1校が15学級で標準の学級数を確保していますが、残りの3校のうち、庄西中学校は11学級、般若中学校、庄川中学校は、4学級となっており、標準の学級数を下回っています。

【表1】令和7年度の小・中学校の児童・生徒数及び学級数

(令和7年5月1日時点)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	児童	学級数	児童	学級数										
出町小学校	73	2	80	3	75	3	73	2	69	2	78	3	448	15
庄南小学校	23	1	27	1	29	1	25	1	23	1	38	2	165	7
砺波東部小学校	92	3	77	3	78	3	83	3	89	3	88	3	507	18
砺波南部小学校	27	1	30	1	26	1	35	1	28	1	34	1	180	6
砺波北部小学校	49	2	62	2	73	2	77	3	85	3	78	3	424	15
庄東小学校	20	1	19	1	20	1	27	1	23	1	27	1	136	6
鷹栖小学校	20	1	26	1	19	1	24	1	21	1	28	1	138	6
庄川小学校	20	1	26	1	20	1	29	1	29	1	31	1	155	6
小学校 計	324	12	347	13	340	13	373	13	367	13	402	15	2,153	79

学校名	1年生		2年生		3年生		合計	
	生徒	学級数	生徒	学級数	生徒	学級数	生徒	学級数
出町中学校	205	5	201	5	202	5	608	15
庄西中学校	115	3	139	4	147	4	401	11
般若中学校	30	1	40	1	38	1	108	3
庄川中学校	37	1	41	1	42	2	120	4
中学校 計	387	10	421	11	429	12	1,237	33

※学級数は、通常学級数を記載しています。

(4) 学校施設の老朽化

砺波市の学校施設は、昭和50年代前後に建築されたものが多く、現在の耐震基準を満たすため、耐震診断を実施した後、平成20年から随時必要な改修を実施してきましたが、築後58年を経過している校舎もあり、老朽化の進行に伴って更新や維持管理費用が増加しています。

砺波市においても、学校施設だけでなく多くの公共施設で同様の問題を抱えており、人口減少やニーズの多様化による利用需要の変化に伴う施設の維持に関する環境が厳しいことから、平成28年11月に持続可能な公共サービスの提供を目的として「砺波市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

砺波市の学校施設（建築物）の所有面積は、計画策定時点において公共施設全体の37.2%であり、施設分類中、最大の割合を占めています。また、学校施設は、施設面積が大きいことに加え、児童生徒の安全確保が重要であるため、維持管理費用に多額の費用を要しています。

【表2】小・中学校の施設の状況（令和7年5月1日時点）

学校名	区分	建築年	構造	耐用年数	経過年数	耐用年数 までの年数	面積 (㎡)	耐震改修 年度
出町小学校	校舎	H14年	R	47	23	24	6,228	-
	体育館	H14年	R	47	23	24	1,470	-
庄南小学校	校舎	S53年	R	47	47	0	3,655	H26
		S54年	R	47	46	1	429	H26
		H26年	S	34	11	23	34	-
	体育館	S54年	R	47	46	1	1,301	H26
砺波東部小学校	校舎	S54年	R	47	46	1	811	不要
		H7年	R	47	30	17	1,521	-
		H19年	R	47	18	29	6,357	-
	体育館	H19年	S	34	18	16	783	-
		H18年	R	47	19	28	2,340	-
		H21年	R	47	16	31	600	-
砺波南部小学校	校舎	S60年	R	47	40	7	4,017	-
		S60年	S	34	40	▲6	56	-
	体育館	S60年	S	34	40	▲6	1,365	-
砺波北部小学校	校舎	S56年	R	47	44	3	1,903	不要
		H23年	R	47	14	33	5,424	-
		H24年	R	47	13	34	282	-
	体育館	S46年	R	47	54	▲7	951	H23
		S49年	R	47	51	▲4	89	H23
		H7年	R	47	30	17	43	-
		H23年	S	34	14	20	60	-
H23年	R	47	14	33	43	-		
庄東小学校	校舎	S57年	R	47	43	4	5,709	H26
		H27年	R	47	10	37	45	-
	体育館	S58年	S	34	42	▲8	1,416	-
鷹栖小学校	校舎	H4年	R	47	33	14	4,130	-
	体育館	H4年	S	34	33	1	1,370	-
庄川小学校	校舎	S42年	R	47	58	▲11	2,332	H27
		H27年	R	47	10	37	2,717	-
		H27年	S	34	10	24	391	-
	体育館	S43年	R	47	57	▲10	1,178	H27
出町中学校	校舎	S46年	R	47	54	▲7	1,939	H25
		S47年	R	47	53	▲6	962	H25
		H18年	S	34	19	15	28	-
		H25年	R	47	12	35	2,963	-
		H25年	S	34	12	22	36	-
		H26年	R	47	11	36	1,956	-
	体育館	S62年	R	47	38	9	3,331	-
		H20年	S	34	17	17	286	-
庄西中学校	校舎	S48年	R	47	52	▲5	869	H26
	体育館	S61年	R	47	39	8	6,012	-
般若中学校	校舎	S61年	R	47	39	8	2,833	-
		S48年	R	47	52	▲5	1,274	H21
		S49年	R	47	51	▲4	2,582	H21
	体育館	S50年	R	47	50	▲3	1,007	H21
		S50年	S	34	50	▲16	142	H21
		H8年	S	34	29	5	129	-
武道館	S58年	S	34	42	▲8	496	-	
庄川中学校	校舎	S53年	R	47	47	0	4,739	H20
		S50年	R	47	50	▲3	2,282	H20
	体育館	H5年	S	34	32	2	97	-
		S55年	R	47	45	2	1,028	不要
武道館	S63年	S	34	37	▲3	11	-	

■ 校舎、体育館及び武道館以外の建物は含みません。

- ※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められており、構造によって異なります（鉄筋コンクリート造：47年、鉄骨造：34年）。
- ※▲は、耐用年数を超過している年数です。
- ※耐震診断が必要な施設については、全て診断を実施し、必要と判断されたものは全て耐震補強済みとなっています。

(5) 中学校の部活動部員数の推移

令和5年度から令和7年度の中学校の部活動入部率は、部活動の全員加入を推奨していることから、ほぼ10割で推移しています。各中学校の規模により部活動の開設数は異なりますが、小規模校では部員数が少なく、団体競技の運動部ではチーム編成が困難になっているなど、十分な活動ができていない状況もあります。

【表3】中学校の部活動部員数（令和7年5月1日時点）

学校名	出町中学校			庄西中学校			般若中学校			庄川中学校		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
全校生徒数	619	600	608	431	423	401	106	119	108	122	117	120
部活動入部者数計	618	597	604	429	421	400	106	119	108	122	117	120
入部率(%)	99.84%	99.50%	99.34%	99.54%	99.53%	99.75%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

運動部	陸上競技	51	64	70									
	軟式野球	20	20	20	20	17	11	15	11	14	8	10	13
	ソフトボール				6	9	12						
	サッカー	56	49	41	29	28	21						
	ソフトテニス(男)	29	26	26	36	31	21				13	17	14
	ソフトテニス(女)	38	29	36	26	19	26				6	10	13
	バスケットボール(男)	37	40	45	23	19	19	9	15	13			
	バスケットボール(女)	36	36	30	14	13	7	10	12	10			
	バレーボール(男)	28	19	22	1	1	1				14	9	8
	バレーボール(女)	25	22	20	15	12	16				12	12	8
	卓球(男)	21	21	28	30	15	18						
	卓球(女)	23	22	17	24	29	34						
	バドミントン(男)	26	32	33	38	49	39						
	バドミントン(女)	37	41	32	13	9	9						
	柔道	11	15	17	10	13	12						
	剣道	16	12	11	14	15	16	11	11	9	17	6	7
	新体操				4	3	3						
計	454	448	448	303	282	265	45	49	46	70	64	63	

文化部	吹奏楽	54	43	44	41	34	25	33	35	32	23	19	21
	美術	33	35	32	29	45	51				29	34	36
	情報科学	28	21	19									
	ESS	9	11	17									
	生活クラフト	24	25	29									
	合唱	16	14	15									
	家庭				26	30	27						
	放送				30	30	32						
	生活文化							28	35	30			
	計	164	149	156	126	139	135	61	70	62	52	53	57

(6) 中学校の教職員数

教職員数については、学校規模（特別支援学級を含む学級数）によって決定されます（富山県教職員配置基準）。小規模校のため、専門の教員を配置できない教科については、非常勤講師（会計年度任用職員）や他教科の教員が授業を受けもつことで対応しています。

【表4】令和7年度の中学校の教職員数

（令和7年5月1日時点）

学校名		出町中学校	庄西中学校	般若中学校	庄川中学校
配置基準 定数	校長	1	1	1	1
	教頭	1	1	1	1
	教諭	29	23	10	12
	養護教諭	1	1	1	1
	事務職員	1	1	1	1
その他	特別配置	7	6	0	1
	栄養教諭	1	0	0	0
非常勤講師(会計年度)		2	1	4	3
合計		43	34	18	20
備考		般若中学校：技・家・美術を非常勤講師（会計年度任用職員）が受けもっている。 庄川中学校：家・美術を非常勤講師（会計年度任用職員）が受けもっている。 技術は他教科の教員が受けもっている。			

※特別配置は、教職員配置基準以外の配置職員のことです。少人数指導などの実施を目的として追加配置される国・県の施策です。

※上記職員のほかに、学校司書、校務助手、学校教育支援員（SA）等の職員を各中学校に配置しています。

(7) 課題のまとめ

これらの課題を見てみると、全国的にも人口減少が進む中で、砺波市でも将来的に減少が見込まれ、標準規模の学級数（12学級以上18学級以下）が益々維持できなくなります。そのことにより、中学校では、部活動などのチーム編成が困難になり、十分な活動ができなくなったり、教職員についても特に専門的な教科の教員が不足するなど教員の負担が増えるだけでなく、子供たちの教育環境にも影響を与える可能性があります。

また、学校施設の老朽化が進む一方、限られた財源の中で改修や長寿命化などを小規模校に適切な対応を講ずることが難しくなる場合が生じると予想されます。

4 適正規模（標準規模の12学級以上18学級以下）学校の整備

学校は、知識を習得するためだけの場所ではなく、社会において自立的に生きる基礎を培い、国や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う場所でもあります。

そのために学校では、教科指導の充実だけではなく、道徳教育や体験活動、魅力ある行事などを行い、これらの活動等を通じて、生徒が多様な人と関わる力など発達段階に応じた心や体の成長を図る必要があります。

これらのことから、12学級以上にすることにより以下のような向上が見込まれます。

(1) 教育効果の向上

ア クラス替えの実施

学級数が12学級以上あれば、クラス替えにより、生徒間の人間関係を活性化させることができます。また、人間関係が固定化しにくい環境は、生徒の発言や交流を促し、より活発な授業を展開できます。

イ 多様な教育活動の展開

教員の配置もスムーズに行われ、より多様な指導方法を実践しやすくなります。これにより、生徒の個々の能力や興味に合わせた教育が可能になり、教育効果が向上します。

ウ 教育活動の幅の拡大

学級数が12学級以上あれば、教育活動の幅が広がり、より充実した学校生活を送ることができます。生徒の多様な才能や能力を伸ばすための活動や地域との連携を深める活動などを積極的に展開できます。

(2) 学校機能の向上

ア 教員の配置

教員の配置がスムーズに行われ、教員同士の連携も強化されます。これにより、学校全体の教育活動がより一体となり、学校の機能が向上します。

このように、12学級以上18学級以下の学校は、教育効果の向上と学校機能の向上に大きく貢献します。特に、小規模校では、生徒が少人数になるため、人間関係が固定化しやすいという課題があるため、標準的な学級数を維持することで、これらの課題を解決し、生徒の成長をサポートする環境を整備することができます。

これらのことから、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましく、一定の学校規模の確保が重要となります。

また、学校施設を含む公共施設等の老朽化対策に必要な財源の確保が困難なため、限られた教育予算を集中的・効果的に使用することが、より良い教育環境に繋がります。

このことから、砺波市及び砺波市教育委員会は、児童生徒の心身ともに健やかな成

長を第一に考え、再編を行うことで、一定の学校規模や学級数を確保することが必要であると考えています。

5 砺波市立中学校再編計画の基本的な考え方

中学校の再編は、子供たちにより良い教育環境を整備するため、限られた財源を考慮しながら、速やかに取り組むべき教育行政上の最重要課題とします。

また、本市は、新市誕生から20年が経過しており、今後も各地域の伝統文化を大切にしながら、「もう1つ上の砺波」の意識を持って、学校再編に取り組みます。

(1) 再編基準

学校教育法施行規則、中学校設置基準等の法令、砺波市の現在の中学校の規模や地理的条件などを勘案し、砺波市立中学校の望ましい学校規模は、次に示す内容を基準とします。

ア 1学級あたりの生徒数

令和6年12月24日に財務大臣と文部科学大臣で合意した「教師を取り巻く環境整備に関する合意」に記載されている学校編制基準に準拠し、「35人学級」とします。

イ 1学校あたりの望ましい学級数

集団活動に活力があふれ、生徒相互間、教師と生徒間に様々な関わり合いができることを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模の「12学級以上18学級以下（各学年4から6学級程度）」とします。

(2) 再編の手法

学校の再編に際しては、対象校をいずれも閉校し、新設学校を開校する「新設統合」とします。

(3) 新設中学校開校準備委員会の設置

新設中学校の開校に際し、対象校の教職員及び保護者、地域住民等で構成する「新設中学校開校準備委員会」を設置します。この委員会では、学校教育目標などの企画・立案、校名、学校運営方針、通学路の安全対策、遠距離通学者への通学支援、PTA組織の再編など、新設校に円滑に移行するための様々な事項について協議します。

なお、協議内容については、砺波市の広報紙やホームページ等に掲載し、積極的に情報提供を行います。

(4) 学校施設の整備

砺波市の中学校の施設で、耐震補強が必要なものについては、全て完了していますが、既存の校舎は築40年以上を経過しており、大規模改修の検討も必要があることから、新設する学校の施設は、新たな場所で整備することとします。

また、施設整備にあたっては、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設を完全にバリアフリーとすることが必要と考えています。併せて、災害発生時の避難所や地域活動の場としての利用を考慮して、体育館のエアコン整備を行います。

なお、施設整備費については、国からの補助金等を積極的に活用します。

(5) 通学路の安全対策

再編に伴い、通学路が変わる生徒が出てくることから、通学路周辺の歩道や街灯、横断歩道などの点検を実施し、不良な箇所等が見られる場合においては、国や県、市担当課と連携を図りながら、新設校の開校までに環境整備に努めます。

(6) 遠距離通学者への支援

「砺波市立中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」では、通学距離の基準は、中学校で概ね6 km以内としています。また、通学時間については、概ね1時間以内が一定の目安としていますが、再編に伴い、徒歩や自転車での通学距離及び通学時間の基準については、一級河川「庄川」を越える生徒も出てくることを考慮し、新たに定め、その基準を超える生徒を対象に、登下校時の安全確保と負担軽減の観点から、スクールバスの利用や公共交通機関の運賃を補助するなどの対応を検討します。

利用区域、運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定を含めて、地域の実情、学校や保護者の要望等を踏まえ、「新設中学校開校準備委員会」で協議し、決定いたします。

(7) 教育環境の整備

I C Tの活用や外国語教育など、近年の学習内容や方法の変化に対応した教育環境の整備が求められています。

このことから、新設中学校においてもこれまで同様、生徒に1人1台の学習者用端末とクラス全員が一度にアクセスしても利用できる通信環境の整備を実施します。

(8) 特別支援教育

特別支援学級等を利用する生徒に十分に配慮し、個々の状況に対応した環境整備に取り組みます。

(9) 地域と学校の連携

学校では、地域の伝統文化を生かした特色ある教育活動を行っています。また、学校行事への参加や登下校時の見守り活動など、様々な形で地域の方から協力をいただいています。

将来の地域活動の担い手である子供たちを健やかに育むため、学校と地域、保護者の協力関係が維持できるように、新設校開設後もコミュニティ・スクールとし、

地域の力を生かした教育活動に取り組みます。また、通学区域が広がることを生かし、子供たちが多様な文化に触れ、より一層の連携や協働を進める教育活動を展開します。

(10) 閉校する学校の施設及び敷地

学校の再編に伴い、閉校する学校の施設及び敷地の取扱いについては、今後のまちづくりの観点からも非常に重要なことから、地域住民などの意見をお聞きし、慎重に検討します。

(11) 学校再編にあたっての児童生徒への配慮事項

ア 児童生徒がもつ事前の不安や戸惑いに適切に対応するため、対象小中学校の児童生徒、教職員、保護者間の事前の各種交流事業等を支援するとともに、あらかじめ学校運営の整合を図るよう努めます。

児童生徒の交流事業については、「新設中学校開校準備委員会」の設置を機に対象校ごとに交流学習担当者を設け、通常教育活動に無理が生じないように、また、児童生徒の実態を十分に踏まえて計画的に実施します。

イ 学校の再編後の混乱や不安を防ぐため、また、新設校で円滑な学校生活がスタートできるように、統合前の学校から継続して勤務する教職員を配置するなど、児童生徒の心のケアに努めます。

(12) 校区の再編及び校区外就学

ア 本市では、校区制度を採用しており、同じ地域に住む子供たちが同じ学校に通うことで、地域社会との繋がりを維持することが重要だと考えていることから、校区の再編は行わないものとします。

イ 指定された学校区以外に就学したい場合は、就学指定学校の変更取扱要綱の基準に基づき、所定の申請を行うものとします。

6 砺波市立中学校再編計画の具体的な方策

「砺波市立学校の規模適正化に関する答申書」や砺波市総合教育会議（令和7年5月9日開催）での内容に基づき、学校再編の具体策については、次のとおりとします。
なお、出町中学校については対象校としません。

(1) 新設中学校

ア 対象校

庄西中学校、般若中学校及び庄川中学校の3中学校とします。

イ 開校の時期

令和15年4月1日を目途に新設中学校として開校します。

ウ 学校の位置及び施設整備

各校区の自治会単位ごとの住民基本台帳を基にした子供の人口の重心（※資料編参照）や、既存の中学校と同程度の面積の確保の必要性など、児童生徒数の推移や地理的要因などを考慮した結果、次に挙げる点も踏まえ、庄西中学校の周辺を学校の位置とし、新校舎を建設します。

- ・スクールバスや公共交通機関等を利用する生徒の利便性を確保できる。
- ・既存の学校敷地を一部利用できる可能性があり、敷地を有効に活用することができる。

エ 開校時（令和15年度）の生徒数の予想

学校名	区分	1年	2年	3年	合計
庄西中学校	生徒数	99	96	118	313
	学級数	3	3	3	9
般若中学校	生徒数	16	26	20	62
	学級数	1	1	1	3
庄川中学校	生徒数	20	28	20	68
	学級数	1	1	1	3



学校名	区分	1年	2年	3年	合計
新設中学校	生徒数	135	150	158	443
	学級数	4	5	5	14

※生徒数は、住民基本台帳を基にした数字です。（令和7年4月1日時点）

※学級数は、1学級を35人学級（富山県教育委員会学級編制基準予定）として算出しています、また、全ての生徒を通常学級在籍者として算出しており、特別支援学級は含んでいません。

オ 開校時（令和15年度）の1学級あたりの生徒数の予想

		1年	2年	3年	合計	学級数
通常学級	1組	34	30	32	/	/
	2組	34	30	32		
	3組	34	30	32		
	4組	33	30	31		
	5組	/	30	31		
合計		135	150	158	443	14

カ 開校時（令和15年度）の教職員数等の予想

		役職等	人数
配置基準 定数	校長		1
	教頭		1
	教諭		25
	養護教諭		1
	事務職員		1
その他	特別配置		8
	栄養教諭		1
非常勤講師(会計年度)			2
合計			40

※教職員数については、「令和7年度富山県教職員配置基準」による予想です。

※上記職員のほかに、学校司書、校務助手、学校教育支援員（SA）等の職員を配置します。

キ 通学区域

砺波東部小学校、庄南小学校、庄東小学校、庄川小学校区域内とします。

ク 開校準備組織の設置

令和11年度中に「新設中学校開校準備委員会」を設置します。

ケ 開校までのスケジュール（予定）

内 容	時 期
<ul style="list-style-type: none"> ●「新設中学校開校準備委員会」の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標等の企画、立案 ・通学路の安全対策 ・遠距離通学者への通学支援 ・コミュニティ・スクールの再編 ・PTA組織の再編 ほか 	令和11年度～令和12年度
●施設整備（新校舎建設）完了	令和15年2月
●現在の3中学校の閉校	令和15年3月
●新設中学校の開校	令和15年4月

コ 事業手法の検討

新校舎整備の事業手法については、基本計画の策定と並行して分離発注（従来）方式に加え、PFI導入可能性調査を実施し、事業手法について整理を行い、比較検討を行います。

分離発注（従来）方式

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール	基本計画	造成基本・実施設計	建築基本設計	建築実施設計	事業者選定	監理業務	建築・造成工事	解体工事
	導入可能性調査							◇開校

PFI方式

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
スケジュール	基本計画		造成基本・実施設計	建築基本設計	建築実施設計	監理業務	建築・造成工事	解体工事
	導入可能性調査	事業者選定						◇開校

資料編

子供の人口の重心を求める考え方

1 考え方の概要

緯度・経度に対して人数(重み)を設定し、それらの「重み付き平均位置」を求めることとした。人数が「重み」となっているため、人数が多いほどその地点の影響力が強くなるという意味を持ち、直感的に理解しやすいものと考えられる。

重みをつけた平均の位置を求める式は以下のとおり。

重心となる緯度 = (緯度 × 人数) の総和 / 人数の総和

重心となる経度 = (経度 × 人数) の総和 / 人数の総和

【例】

地区名	緯度	経度	人数
A	35.0	135.0	100
B	36.0	136.0	200
C	34.5	134.5	50

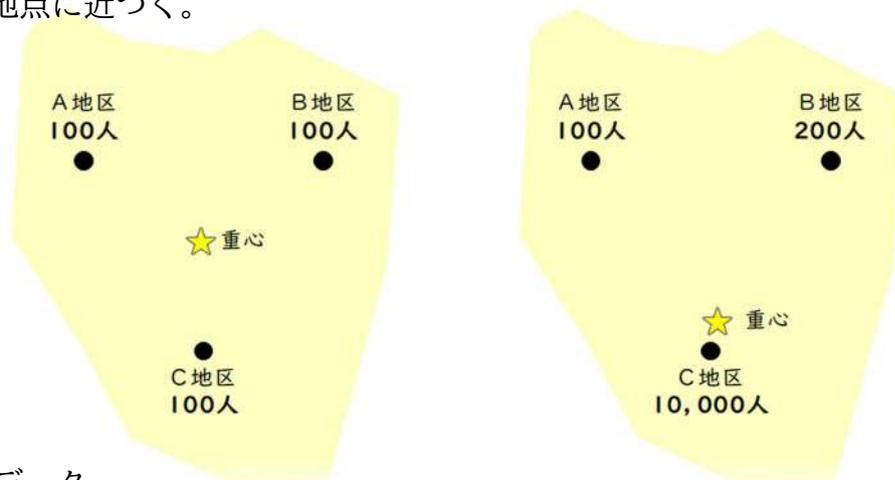
重心の緯度 = $35.0 \times 100 + 36.0 \times 200 + 34.5 \times 50 / 100 + 200 + 50 = 12425 / 350 = 35.5$

重心の経度 = $135.0 \times 100 + 136.0 \times 200 + 134.5 \times 50 / 100 + 200 + 50 = 47425 / 350 = 135.5$

重心の位置は (緯度 35.5 経度 135.5) となる。

【イメージ】

すべて100人ならどの点からも等距離。Cが10,000人なら重心の位置は限りなくC地点に近づく。



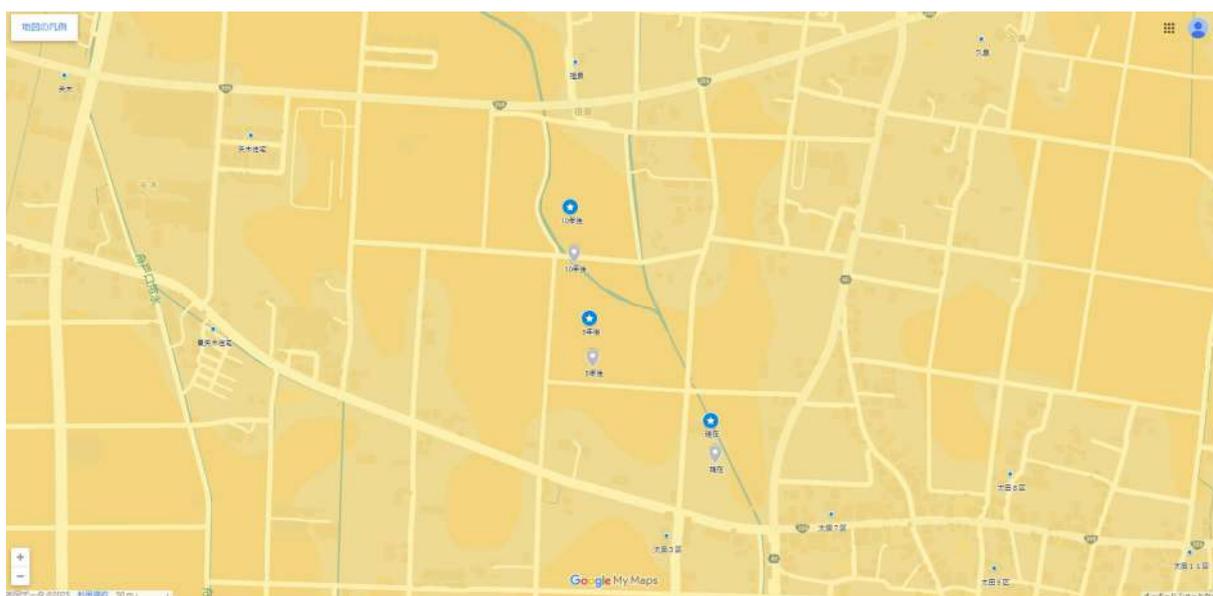
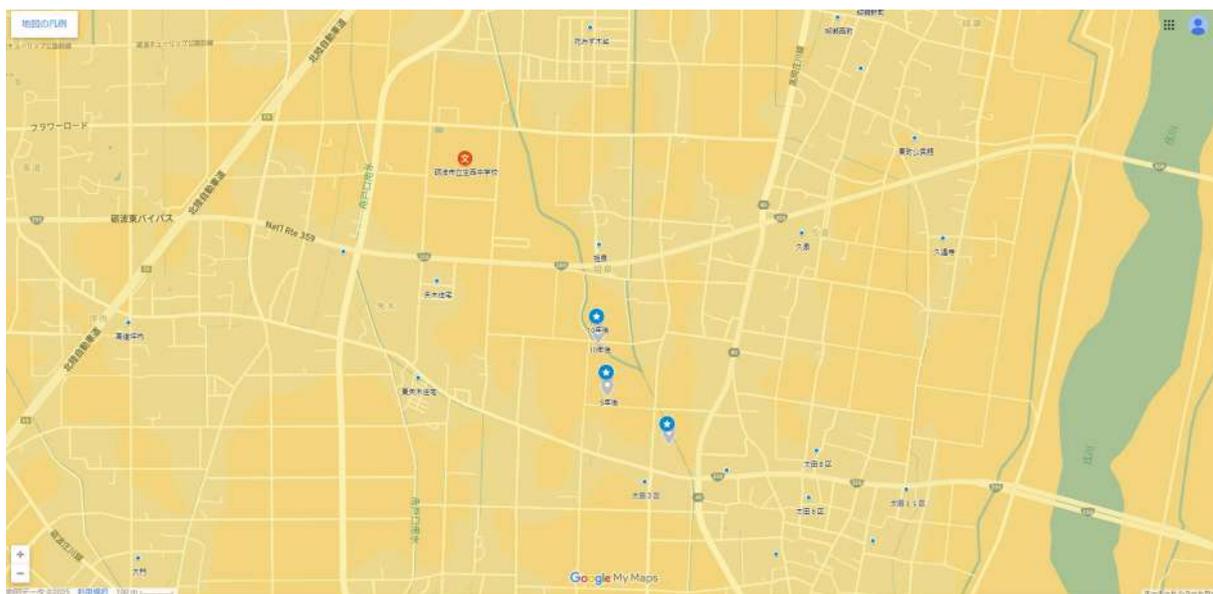
2 使用したデータ

①自治会(集落)ごとに緯度と経度を設定

- ・集落の中心と考えられるような場所をプロット
- ・山林が多い集落では居住地付近に設定

②住民基本台帳を基に自治会（集落）単位のこどもの人口を集計

- ・ 13歳～15歳（現在の中学生）
- ・ 8歳～10歳（5年後の中学生）
- ・ 3歳～5歳（10年後の中学生）



砺波市立中学校再編計画（案）
発行：砺波市教育委員会教育総務課